

令和4年度の東京電力福島第一原子力発電所における 実施計画検査の基本方針(2回目)

令和4年3月23日
原子力規制庁

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設実施計画検査実施要領(原規規発第2002124号。以下「実施要領」という。)において、原子力規制委員会の承認を受けて作成することとしている東京電力福島第一原子力発電所における実施計画検査¹の基本方針について、令和4年度においては、検査の着眼点(実施要領において規定する「検査の着眼点」をいう。以下同じ。)を踏まえ、以下のとおりとしたい。

各担当課等は、本方針を基に令和4年度の実実施計画検査の実施に係る計画を作成するものとする。

1. 施設定期検査(担当: 専門検査部門)

実施計画において認可され供用を開始した施設が、実施計画に定めている要求される性能を発揮できる状態であるかについて記録により検査する。

その際、検査の着眼点を踏まえ抽出した以下の施設については、重点的に検査を実施する方針とする。

- ① 汚染水処理設備等
- ② 使用済燃料共用プール設備
- ③ 増設多核種除去設備
- ④ 雑固体廃棄物焼却設備
- ⑤ サブドレン他浄化設備

2. 保安検査(担当: 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室及び福島第一原子力規制事務所)

事業者の保安活動が、実施計画に従って適切に行われているかについて、以下の項目を重点的に確認する方針とする。

- 1・2号SGTS配管等の撤去及び高性能容器(HIC)内のスラリー(沈殿物)の移替え作業のような汚染レベルが高いものを対象とした作業
- 瓦礫等の管理に係わる是正処置の実施状況及び放射性廃棄物管理の適正化の実施状況
- 顔面汚染等放射線管理に係わる不適合事象の是正措置
- 火気作業に係わる管理不備に対する改善活動
- ALPS処理水の海洋放出に関するプロジェクトマネジメントの活動状況(使用前検査においても適切に確認)

¹核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第64条の3第7項の検査をいう。ここでは特に、そのうち東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第2号)第18条の2第1項第2号に規定する検査(施設定期検査)、同第3号に規定する検査(保安検査)及び同第4号に規定する検査(核物質防護検査)を対象とする。

3. 核物質防護検査（担当：核セキュリティ部門及び福島第一原子力規制事務所）

事業者の特定核燃料物質の防護のために必要な措置（以下「防護措置」という。）が、これまでの実施計画検査の結果を踏まえつつ、実施計画に従って適切に行われているかについて、令和4年度は以下の3点に重点をおいて確認する方針とする。

- 物理的防護の強度
- 情報システムセキュリティ対策
- 防護措置の定期的な評価・改善

添付資料：

参考1：東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ
（2022年3月版）

参考2：東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設実施計画検査実施要領（一部抜粋）

以 上